

◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (09/8月号) (第54号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp
下関市長府中之町5-4 電話245-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

職場の熱中症対策

夏本番、休日には海や山で楽しい時間を過ごされる方も多いのではないのでしょうか。夏のレジャーで注意すべきは事故と熱中症です。なかでも、熱中症は仕事中にも起こり得る、時には死に至る恐ろしい症状です。7月・8月の2カ月の死亡者数が8割～9割を占めており、これからの1ヵ月間も要注意です。また熱中症の発生時刻で一番多いのは、午後3時頃だそうです。

(1) 熱中症とは

熱中症とは、高温・多湿な環境の中で、体の中の水分や塩分のバランスが崩れるなどを原因とする体調不良のことです。具体的には、めまい、失神、大量の発汗、頭痛、吐き気、けいれんを起こす、体温が高くなるなどの症状がみられます。

(2) 職場での注意点

①WBGT値(暑さ指数)を測る	WBGT値は、暑い環境によるストレスの度合いを知る目安となります。簡単に測れる測定器が市販されていますので利用されるとよいでしょう。2万、3万円～売っています。
②作業・作業環境の管理	<ul style="list-style-type: none">・作業場所に日陰を作る。・休憩所の冷房設備を整備する。・作業前後及び作業中に水分・塩分を定期的に摂れるようにする。・こまめに休憩を取らせるなど、細かい配慮が必要です。
③健康管理	<p><u>糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の持病</u>がある方の健康管理には特に注意しましょう。これらの病気は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。</p> <p>また、<u>朝ごはんを食べない、睡眠不足、前日の飲酒</u>なども熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。従業員さんに対しては、日常の健康管理と共に、始業前あるいは仕事中に体調が悪くなったときにはすぐに申し出るように指導することが大切です。</p>

(3) 熱中症の症状がみられたら

①意識の有無を確認	意識が無い場合は、救急隊を要請し、医療機関へ搬送する。意識がある場合は、涼しいところへ移動させて衣服を緩め、身体(特に首の付け根・脇の下・鼠径部)を冷やす。
②水分を自力で摂取できるか確認	摂取できない場合は、医療機関へ搬送する。摂取できる場合は、水分・塩分を補給して様子を見る。症状が改善されない場合は、医療機関へ搬送する。

夏季休暇のお知らせ

赤井事務所では、8月12日(水)～16日(日)を夏季休暇とさせていただきます。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号 245-7166 不要 貴社名 _____